

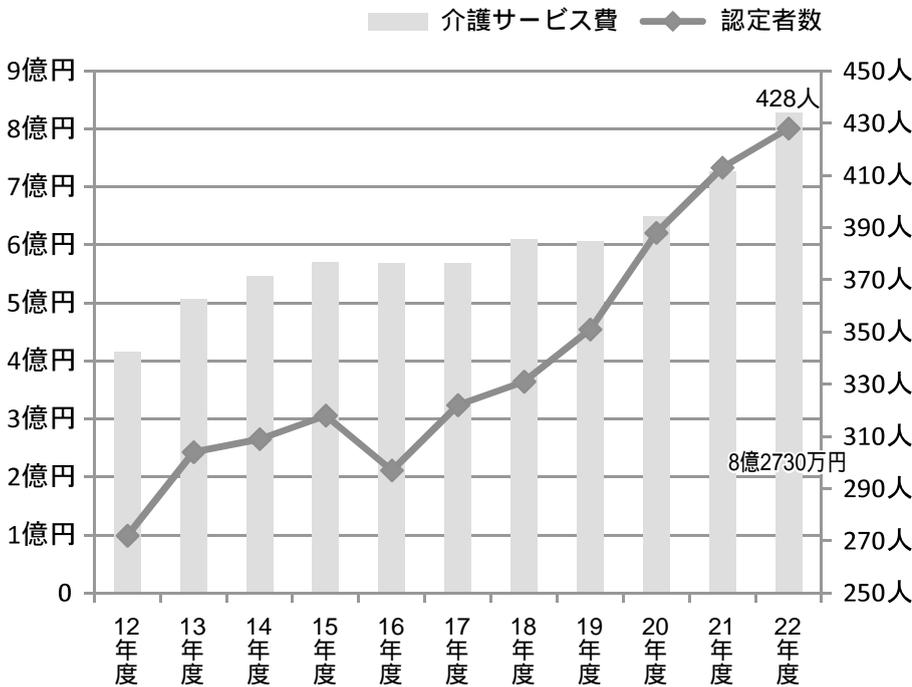
平成22年度実績

介護サービス費は前年度より約1億円増の

8億2千万円超



村の認定者数と介護サービス費(村の総額)の推移



関川村の総人口に占める六十五歳以上の高齢者数の割合は、平成二十三年三月末現在で三四・六％。
 そのうち、介護認定を受けた方は、前年度(平成二十一年度)から十五人増の四百二十八人。高齢者のうち約十九％が認定されている状況で、年々伸びている高齢化率に比例して増加傾向にあります。その中でも中度者(介護度2・3)の方が最も多く、全体の四八・四％を占めています。
 また、介護サービス費は八億二千七百三十万円。認定者一人あたり約百九十三万円となりました。

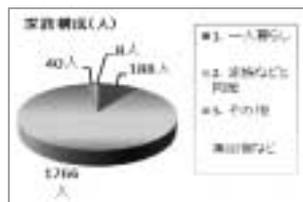
日常生活圏域ニーズ調査結果

調査の目的

村では、第5期介護保険事業計画を作成するにあたり、年々、要介護認定者が増加し、かつ重度化している現状を踏まえ、地域で生活している高齢者のニーズ等を把握・分析することを目的に、村内の65才以上高齢者(要介護3以上を除く)全員にアンケート調査を実施しました。アンケート結果の一部を紹介します。

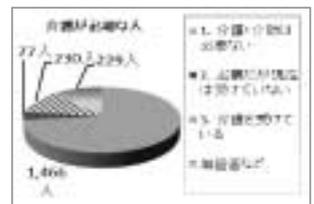
1) 家族構成

調査では、ひとり暮らしの高齢者が188人と全体の9.4%を占めました。今年のような豪雪になると、除雪も大変ですが、買い物や安否の確認など、地域の力を借りなければ高齢者の安心・安全の確保ができない状況が多くなっています。



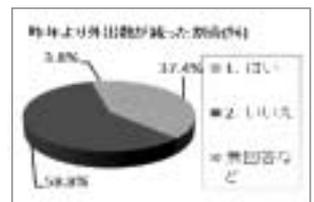
2) 介助・介護の必要性

介護を受けている230人(11.5%)と介護が必要だが受けていない77人(3.8%)を合わせると全体の15.3%になりました。介護を受ける理由の第1位は認知症、第2位は関節の病気という結果から、認知症と転倒骨折予防対策が急がれます。



3) 外出頻度

一年前と比較して外出の機会が減った人が748人で全体の37.4%もありました。生き生きと社会参加する高齢者が増えていく村にするには、「年だから」と家に閉じこもらないための、高齢者の出番づくりも必要です。



介護保険料の納め方は？

保険料の納め方は、年金の受給額によって以下の2通りに分かります。

① 特別徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が、
年額18万円以上の方 ⇒ 年金から天引きになります。

※老齢福祉年金、寡婦年金などは対象となりません。



- ◆保険料が年金の支払月に天引きになります。（年6回）
- ◆年度の途中で特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から保険料が年金から天引きになります。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
----	----	----	-----	-----	----

仮徴収(4月に通知)

本徴収(7月に通知)

6月の村民税確定後に介護保険料の年額を決定します。そのため、4月、6月、8月は暫定の保険料での徴収となります。前年度の2月分と同じ保険料額となります。

前年の所得をもとに確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を3回にわけて徴収させていただきます。

② 普通徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が、
年額18万円未満の方 ⇒ 納付書あるいは口座振替で納めていただきます。

- ◆保険料を納期限までに納付して下さい。納期限は7月から翌年2月までの年8期となっています。
- ◆村から通知書と納付書を送付します。
関川村役場・村上信用金庫関川支店・にいがた岩船農協関川支店・第四銀行坂町支店・ゆうちょ銀行で納付できます。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
----	----	----	-----	-----	-----	----	----

本徴収(7月に通知)

前年の所得をもとに確定した年間保険料額を納期数（8期）で割ります。

便利で確実な口座振替を！



村収納機関（村上信用金庫関川支店・にいがた岩船農協関川支店・第四銀行坂町支店・ゆうちょ銀行）または関川村役場で手続きが出来ます。
下記のものをお忘れなく！

◆保険料の納付書 ◆通帳 ◆印かん（通帳印）